

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）抄

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（法第三十五条第一項第五号の二の国土交通省令で定める事項） 第十六条の二 法第三十五条第一項第五号の二の国土交通省令で定める事項は、建物の貸借の契約以外の契約にあつては次に掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第三号及び第八号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略） 二 （略） 三 （略） 四 当該一棟の建物又はその敷地の一部を特定のものにのみ使用を許す旨の規約（これに類するものを含む。次号及び第六号において同じ。）の定め（その案を含む。次号及び第六号において同じ。）があるときは、その内容。</p> <p>五 当該一棟の建物の計画的な維持修繕のための費用、通常の管理費用その他の当該建物の所有者が負担しなければならない費用を特定の者にのみ減免する旨の規約の定めがあるときは、その内容</p> <p>六 （略） 七 （略） 八 （略）</p> | <p>（法第三十五条第一項第五号の二の国土交通省令で定める事項） 第十六条の二 法第三十五条第一項第五号の二の国土交通省令で定める事項は、建物の貸借の契約以外の契約にあつては次に掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第三号及び第七号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略） 二 （略） 三 （略） 四 当該一棟の建物又はその敷地の一部を特定のものにのみ使用を許す旨の規約（これに類するものを含む。次号において同じ。）の定め（その案を含む。次号において同じ。）があるときは、その内容</p> <p>五 （略） 六 （略） 七 （略）</p> |

九 当該一棟の建物の維持修繕の実施状況が記録されているときは、その内容

(法第三十五条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項)

第十六条の四の二 法第三十五条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項は、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号に掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第三号から第八号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第二号から第七号までに掲げるものとする。

一 当該建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五條第一項に規定する住宅性能評価を受けた新築住宅であるときは、その旨

- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)

(法第三十五条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項)

第十六条の四の二 法第三十五条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項は、宅地の貸借の契約にあつては第二号から第七号までに掲げるもの、建物の貸借に契約にあつては第一号から第六号までに掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)